

## 川越市農業機械修繕支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内農業の経営基盤強化を図るため、農業機械の修繕を行う農業者及び農業法人に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象となる事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業等は、次に掲げるものとし、1農家世帯又は1法人につき年度内に1回に限り補助するものとする。

(1) 対象事業

劣化・摩耗等により修理が必要となる農業機械の修繕費用。

ただし、修理部品のみ購入し、農業者自身で修繕を行った場合は補助対象外とする。

(2) 対象機械

田植え機、トラクター、コンバイン、その他農業機械。ただし、運搬用トラック、フォークリフト等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の全てを満たす者とする。

(1) 市内在住又は市内に本店所在地を置く法人。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）の許可等を受けて、農地を所有、賃借、使用貸借している農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人又は農地所有適格法人以外で農地法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に基づき農業委員会に本補助金の申請年度の前年度分の事業の状況報告等を行った法人に限る。

(2) 市内農地で30アール以上耕作しており、かつ補助申請を行う年度の4月1日時点で農地台帳に記載がある者。

(3) 補助申請時点において、申請者（同農家世帯員を含む。）に本市で

課税された市税（国民健康保険税を含む。）のうち、納期限を過ぎた市税に未納（延滞金含む。）がないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費の額は、補助対象事業に係る経費（税込3万円以上）のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、修繕に係る経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、算定した額の千円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号の交付申請書のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する市長の定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 修繕費等の支払いを証する書類（宛名、金額、修繕完了日、発行日が記載されているものに限る）の写し。

(2) 修繕内容がわかる書類（明細書等）

(3) 修繕前及び修繕後の農業機械の写真

(4) 預金口座振込依頼書（様式第1号別紙）

(5) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の申請の受付開始日及び提出期限は、市長が別に定める。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、同時に複数の交付申請が行われた場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算額に達するときは、当該交付申請を行った者の補助額に対し按分を行い、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

3 規則第7条第1項に規定する通知書は、様式第2号のとおりとする。

4 規則第7条第2項に規定する通知書は、様式第3号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第 8 条 規則第 18 条ただし書きに規定する市長が定める期間は、交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して 3 年間とする。

2 前項に定める期間を経過する前に規則第 18 条の承認を求める者は、処分等を行う 10 日前までに様式第 4 号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する承認の申請があった場合には審査を行い、その結果を様式第 5 号により当該申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 9 条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りやその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (4) その他、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規程により補助金の全部又は一部を返還させることを決定したときは、様式第 6 号により当該申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する命令書を受けた者は、市長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

(要綱の見直し)

第 10 条 この要綱は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日から 5 年以内に見直しを行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。